

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和2年5月15日提出

三次市長 福岡誠志

専決処分第 6 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 27 日

三次市長 福岡 誠志

三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三次市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年三次市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし，第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 25 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は，令和 2 年 5 月 1 日から施行する。